

令和 5 年度第 3 回全国健康保険協会滋賀支部評議会議事録

開催日時：令和 6 年 1 月 16 日（火）14：00～16：00

開催場所：全国健康保険協会滋賀支部会議室

出席者：石河評議員、氏家評議員、宇野評議員、大杉評議員、田中評議員、
廣瀬評議員、山中評議員、山本評議員（五十音順）

事務局：岸田支部長、奥野部長、原田部長、佐井グループ長、松村グループ長、
田上グループ長、和田グループ長、石松グループ長補佐

傍聴者：なし

議 事：（１）令和 6 年度保険料率について

（２）令和 6 年度支部事業計画・支部保険者機能強化予算（案）について

議題 1 令和 6 年度保険料率について

議題 1 について事務局より資料に基づいて説明を行った。

【事業主代表】

令和 6 年度の医療給付費の見込みを見ると、滋賀支部の伸びが全国の伸びよりも大きく見込まれているが、どのような根拠で見込んでいるのか。

また、インセンティブ制度について、今回から上位 15 支部に絞られ、インセンティブを受けることができない支部も多くなる。医療費適正化のためには様々な取り組みがあると思うが、制度の合理性や現在の 5 つの評価指標が妥当かどうかについて、今後も検証を続けてほしい。滋賀支部の一人当たり医療費は全国の中でも低い位置にあるが、保険料率は一人当たり医療費ほど低い位置にあるわけでもなく、その関連性についても丁寧な説明が必要である。

【事務局】

令和 6 年度の滋賀支部保険料率は、滋賀支部の令和 3 年度から令和 4 年度への対全国比の医療給付費実績の伸び率を基にした令和 6 年度の医療給付費の見込みより算出している。令和 5 年度は、令和 2 年度から令和 3 年度への医療給付費の対全国比の伸び率が、コロナによる受診控えの影響で伸びが低かったこともあり、保険料率がかなり低めに設定された経緯がある。今回、滋賀支部の医療給付費が高く見込まれた要因として、その反動もあると考えている。

また、インセンティブ制度の指標については、これまでも検証が行われ見直しが図られているところであり、今後も検証はされていくものと考えている。なお、令和 6 年度の保険料率に反映される令和 4 年度実績の評価から見直しが図られており、特定健診、特定保健指導

の実施率について、前年度からの上昇幅や上昇率をより評価するように変更されている。また、指標ごとの配点についても、特定健診や特定保健指導に関する指標の配点が高く設定されている。

【学識経験者】

保険料率に係る各支部の意見を見ても、諸手を挙げて賛成というところは少ない。多くの支部で国庫補助率の引き上げや、準備金残高の適正水準を求める意見、現行制度の見直しを求める意見が出ている。また、事業主・加入者からは、可処分所得に影響が出るといった声も上がっており、それらの対応が求められる。将来の収支見通しが示されているが、今後、事業主・加入者が理解、納得できるような、より綿密なシミュレーションを示していく必要がある。

【学識経験者】

これまでの評議会でも同じことを申し上げているが、やはり事業主・加入者にとって大変厳しい状況に変わりはない。人手不足といった課題を抱える事業所も多い中、雇用面ではシニア採用を強化する事業所も増えてくると考えられる。従業員の健康推進も図っていく必要があり、事業主にとっては、これまでと違う対応が求められ、様々な負担が増えることも考えられる。

令和 4 年度の決算において、後期高齢者支援金の戻り分が多くあったことが黒字に影響しているが、この戻り分についての概略を教えてほしい。また、健康保険組合の約 8 割が赤字を計上しているとのことだが、全国的に協会への編入が増加しているのか、傾向を教えてほしい。

【事務局】

後期高齢者の医療給付費を賄うため後期高齢者支援金を拠出しており、協会が負担すべき金額は国から提示されている。共通保険料率と徴収した保険料から支出しているが、後期高齢者の医療給付費の実績が当初予想より少なかったことから、その精算分が戻ってきたものとなる。

健康保険組合の解散について、今現在、大きく目立った解散の動きというのは見受けられないが、赤字組合は増加傾向にあり、健康保険組合の平均保険料率も全体的に上昇していることから、注視していく必要がある。

【学識経験者】

健康保険組合が解散した場合、赤字分、債務部分というのはどうなるのか。健康保険組合の方が被保険者の報酬が高いと思うが、編入してきた場合の協会財政への影響はいかがか。

【事務局】

健康保険組合は、法令上、医療給付費の2か月分の準備金を持つことになっており、収支が赤字の場合はその準備金で補填することとなっている。また、解散して編入してくる健康保険組合というのは、保険料率を高く設定してもなお収支が赤字となるような財政状況であり、医療給付費も高いと見込まれることから、財政的にはマイナスに働くと思われる。

【事業主代表】

令和6年度保険料率の論点資料の中で、理事長の発言として、協会けんぽの財政については、中長期的で考えていくことを基本スタンスとして取り組んでいきたいという発言があるが、この基本スタンスというのは、今後どのような方向性で議論されるのか。そこに支部が意見する余地はあるのか。

また、保険料率決定スキームの見直しについては、協会として意見を言う立場にはないのか。

【事務局】

保険料率を決めるにあたり、5年間の収支見通しを作成することが法律で定められている。その見通しを踏まえて議論するプロセスとなっていることから、単年度だけではなく中期的な財政状況も勘案して議論することとなる。理事長としては、協会財政の赤字構造が変わっていない状況を踏まえ、できる限り長く平均保険料率10%を超えないようにしたいという考えを基本スタンスとしているところである。もちろん意見や要望を出していくことはできると考えている。

【学識経験者】

法律上、保険料率を引き上げる時は国庫補助率を見直すことになっていると思うが、今の状況は、準備金が積み上がり、赤字になればそちらを切り崩すという形になっている。このままいくと、国庫補助率は上がらず、事業主や加入者が頑張り続けられないといけないような構造になってくるように思う。健康保険は社会保障制度であり、協会けんぽが医療保険の最後のセーフティーネットの役割を果たしていることから、法的責任といった国の役割は大きいと思う。国庫補助率は法律で20%が上限と定められており、やはりそこは強く要望していく必要がある。

【事務局】

国庫補助率の引き上げについても、毎年要望自体は協会としてあげているが、現状として、準備金があるということで、なかなか引き上げに結び付いていないのが実情かと思う。将来的には準備金を切り崩していくことになり、いずれ保険料率を引き上げなければならない時期が来る。運営委員会の中でも国庫補助率引き上げの議論は出ているところであり、協

会としても引き続き要望していきたいと考えている。

【学識経験者】

協会けんぽの場合、中小・零細企業がほとんどなので、雇用を維持していくのは大変であり、負担も大きく、加入者の手取りも減っている状況にある。そこをやはり深刻に受け止める必要がある。準備金が 5 か月分近く積み上がっている状況については説明責任があると思うし、他の支部の意見にもあるが、言ってみれば今の状況は事業主や加入者が無理をしている状況であり、協会けんぽとして、そこを国に伝えていくことが大事だと思う。そうしないと、いつまでも頑張り続けられないといけないのかという話になる。

【事業主代表】

令和 6 年度の滋賀支部の保険料率の引き上げは、令和 3 年度から令和 4 年度にかけて医療給付費の対全国比の実績が大きく伸びたことが要因の一つということだが、この変化が一時的なものなのか、それとも今後も大きく伸び続けていくのか注視していく必要がある。

【事務局】

令和 3 年度から令和 4 年度にかけては、他の都道府県と比べて滋賀支部の伸びが大きかったということで、令和 6 年度の医療給付費の割合にも反映されている。令和 7 年度の保険料率を決める際、令和 5 年度の実績に基づいて算出することとなるが、全国横並びで見たときに滋賀支部の伸びはどうなっているのかを見ていく必要がある。

また、次の議題でもあるが、前回評議会でお示しした支部の課題に対する重点施策を推進し、全国に占める滋賀支部の医療費の割合を抑えていきたいと考えている。

【事業主代表】

対策するためには、原因を考えないといけない。とにかく、あれもこれもと手を付けるのではなく、まずは医療費が伸びた原因をしっかりと分析していく必要がある。

【事務局】

ここ数年の全国に占める滋賀支部の医療給付費の割合を見てみると、年々下がっていたが、先程も申し上げたコロナによる受診控えの影響により令和 3 年度に大きく下がり、コロナが落ち着き始めた令和 4 年度にまた戻ったので、大きく伸びたように見えている部分もある。一時的な要素も含まれているかと思うが、今後詳細な分析が必要だと考えている。

【事業主代表】

インセンティブ制度について、前年度からの伸びをより評価しようという方法になっているが、各指標の実施率が低い支部に有利に働くようになったと感じている。すでに実施率

が高い支部は、今以上に実績を上げようと思うと大変だが、実施率の低い支部であれば伸びしろが大きい。この評価軸というのは、あまり長期的に持つものではなく短期的に実施して、全体の底上げが一定のところまで来た段階で、別の評価指標を検討していくようにしないと、常に頑張っている支部が冷遇されるような形になってくるように思う。どこかで見直しを図っていく必要がある。

【被保険者代表】

我々の会社でも人材不足というのは課題であり、短時間労働者の社会保険適用といった話も出てきているが、収支のシミュレーションに当たっては、短時間労働者の適用拡大など、今後の制度改正による被保険者数や標準報酬、医療給付費への影響等についても分かりやすく説明する必要がある。

【事務局】

適用拡大に関して言うと、今年 10 月の分も含めて、前回の評議会でお示ししたシミュレーションの中に織り込んで試算している。短時間労働者の適用拡大において、新たに適用となる被保険者は報酬が相対的に低いと想定されるので、協会の財政としてはマイナスに働くと考えられる。今後も制度改正等については、できる限り推計に織り込んでシミュレーションをしていきたいと考えている。

議題 2 令和 6 年度支部事業計画・支部保険者機能強化予算（案）について

議題 2 について事務局より資料に基づいて説明を行った。

【事業主代表】

令和 5 年度の事業計画では、冒頭に事業計画の位置づけに関する説明が書かれているが、令和 6 年度はそれがなくなっている。この計画がどのような位置づけで、どのような方針に基づいているのか、共通理解のためにも入れるべきではないか。

【事務局】

本部とも相談しながら、追加できるかどうか検討する。

【事業主代表】

事業計画の中で、保険者努力重点支援プロジェクトの対象となった 3 支部の取組のことが記載されているが、これは滋賀支部でも何かを行うということか。

【事務局】

ここでの記載については、今年度、プロジェクトとして本部と連携した事業企画等を行っている 3 支部の取組状況を検証した結果、効果的であるものが全国展開されることになっており、それを受けて滋賀支部でも取組を推進していくといった趣旨である。

【学識経験者】

滋賀支部の体制の話になるが、事業計画の中に、生産性を上げ、多能化して一人ひとりの役割を増やすような記載があるが、それが可能であればよいが、過重労働にならないようお願いします。職員が専門的な業務に携わっているということは理解しているが、本当に今の人員体制でやっていけるのか、その点も考えながら事業を進めてほしい。

【事務局】

現在、令和 6 年度に向け、支部内で業務の見直しを検討しているところである。仕事の優先順位をつけ取捨選択しながら、事業がより効果的かつ効率的なものとなるよう努めていきたい。

【学識経験者】

申請処理業務について、ICT 化により電子申請できるようにはならないのか。

【事務局】

第 6 期保険者機能強化アクションプランの中でも、令和 7 年度中には電子申請を導入して事務処理の効率化を図ることとしている。具体的な方法等については、対応が決まり次第、お示しする。

【学識経験者】

マイナ保険証の利用が前提で進められているが、マイナンバーカードの普及率や健康保険証との紐づけの状況を考えると懸念がある。令和 6 年能登半島地震が発生したところだが、やはり、停電が起これば、何か緊急事態が起こった時に、本当に対応できるのかを考えると、マイナ保険証を早急に進めることについていかなものかと思う。マイナ保険証のメリットは、医療情報が連携できることかと思うが、誤った情報と紐づけられた問題や自己負担割合が正確ではないなど、やはり人の健康に関わることなので拙速にやるというのはどうかと思う。医療機関の設備が整いつつあるが、病院と診療所でも体制は異なる。そういった実情について、加入者のことをよく知っている協会けんぽから、施行時期の延期を含め国に対して申し入れるようなことがあってもよいかと思う。

【事務局】

マイナ保険証をお持ちでない方に資格確認証を発行するなど、加入者の方に不利益がないよう、受診できる対策も同時に進めていくこととしており、そこでカバーしながら、より一層の普及促進を図っていきたいと考えている。マイナ保険証のメリットとしては、ご認識のとおり、その方の医療情報と連携でき、過去の受診歴等も踏まえて適切な医療を受けることができることであり、そのような点をしっかり広報していく必要があると考えている。